

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部-法規-本事 810	承認日	2025/6/16	1 / 1
嘱託常勤医師の研修指導手当規定					作成者 西村昭郎	承認者 島隆雄

第1条 目的

嘱託常勤医師が研修医や専攻医に対して研修指導を担う上で、その研修業務に対して、手当にて支給する。

第2条 適用

支給対象は医師研修プログラム上の指導医として研修指導を担う嘱託常勤医師かつ、病院長および研修委員長が指導医として任命した医師とする。

第3条 必要事項

支給にあたっては、城北病院で確認した「嘱託常勤医師研修指導手当申請書（本部-帳-本事 601-8）」を作成し、事務長に提出後、院長の許可を受け、理事長に提出することとする。

第4条 手当額

手当額は以下のとおりとする。

- A) 月額 50,000 円 *年間通して病棟での指導にあたる場合
- B) 月額 20,000 円 *年に数回指導にあたる場合は指導を実施する月に支給

付則 この規定は、2025年6月より実施する。